



といいましても、兼業農業を営む者、これを一休林業基本法で全部はずしてしまったのがいいかどうか。どこに線を引くか、ということが重大な問題なんですね。これが。ありますから、実態をもう少し、調査をしてきわめなければいけないのじやないか、というような考えもありまして、これは基本的な法律になるわけありますから、慎重にそこのところは考えていきたい、こういう考えを持つてさらに調査を進めて、その結果に基づいてやりたい、こういうふうに慎重の態度をとつておるわけあります。

○安田敏雄君 私は別に、專業林業者

の面ばかり取り上げているわけじゃな

いわけでありまして、各委員の質問の

中にもありましたように林業を営む者

は大体八〇%くらい農業を営んでお

る。兼業が多い。したがつて、その問

題が解決しないとすれば、早急にそ

の問題についての作業を完了して、基

本法を早く提出するよう必要を要望

しています。

○矢山有作君 同時に、実際こういうように、こ

ま切れ式に、断片的にこまかい法案が

出て参りますといふことは、これは政

府の基本政策が明らかにならない。実

際上、こういう関係諸案の審議をいた

しましても、事実上、それはまことに

意味のないことになりますから、そ

ういう意味合いにおきましても、早急に

ひとつ提出をお願いいたします。

○國務大臣(重政誠之君) 御趣旨の

点、十分拝承いたしましたから、でき

だけこの実態の調査もすみやかに完

了いたしまして、御趣旨に沿うように

いたしたいと思います。

ただ、一言つけ加えて御了承を得て

おきたいと思いますことは、農業基本

法を制定したときにも、すでに重要な

問題につきましては、それぞれその

法律整備があつたわけあります。こ

とに、中央森林審議会の御答申にも、

いろいろ事項をあげござりますの

で、基本的な基本法については、ただ

いま申し上げましたように十分慎重に

これはやりたい。しかし、基本法がで

きないでも、当然御答申にあるよう

な手をつけたらいいじゃないか、こういう

考え方で法律案を提案をしておるよ

うな次第でありますから、その点はひとつ

御了承を賜わりたいと思ひます。

○矢山有作君 関連して、長くではあ

りませんから。先ほど大臣のほうか

ら、山村地域の構造改善等も、まだ

はつきりしたもののがつかぬので、基

本法的なものが提出がおくれて

いる。そこで、こういうような趣旨だと思ひ

う。これは先般來の審議を通じまし

て、今後の林業経営とを、どういうところ

に求めかかるというので話が出た中で

は、いわゆる家族経営林業と、それか

ら大規模林業経営形態、それから国有

林の經營と、この三つが今後の林業經

営のない手を、どういうところ

に求められるかといふことになります。

ところが、私の承知しておるので

は、基本問題と基本対策の答申です

ね、あれを読んでみると、家族経営林

業というのに非常に重点がかかるてお

るわけですね。そういう感じがするん

です。ところが中央森林審議会の答申

を見ると、どうもその家族経営林業と

大規模な林業経営とが同列に扱われて

いるような感じがするわけです。とこ

ろが、そのどちらに重点を置くかとい

うことは、国有森の問題、公有森の問

題、あるいは大規模山林所有の問題等

に対する方針等と関連してしまって、

今後の林業の方向を打ち出すのに非常

に重要な問題だと思うのです。ところ

が、林野庁では、その辺がはつきり整

理されてないために案外基本法的なも

のが作れぬのではないか、こういう話

も聞いておるのであります。この

問題については、いろいろな方から

御質疑を申し上げことがあると思ひ

ます。

○國務大臣(重政誠之君) 十分に検討

いたします。

○安田敏雄君 これは私、まだ林業信

用基金法案の内容に触れては、詳しく

考えておるのは、先ほども申し上げま

したように、農業との兼営林業とい

うものが統計的には八割前後ある、こう

したことありますが、林業について

は、それを主体にして考えるとい

うわけには私は参らぬと思うのです。こ

れはやはり村有林もあつたり具有林も

あつたり、公有林があり国有林があ

る。また私的には、今大きな森林經營

をやつておる形態もあるのであります

から、やはりそういう現実に即

して、これらを並列的と申しますか、

きたいと思うのですがね。

○國務大臣(重政誠之君) それも一つ

の行き方でありますといふのであります

が、何さま御承知のように農業、漁業、

林業と、いずれも相当専門的と申し

ますか、その事業内容が相当違つてお

るものでござりますから、それぞれの

ものにつきまして、やはり信用保証制

度を持つていくのが実際的であるとい

う考え方から、お示しのとおりに、それ

ぞれの信用保証の制度ができるおるわ

けであります。

○矢山有作君 それを並列的に扱うと

いうことになると、基本問題の答申よ

りも、かなり違つたような林業の方向

で、実際に仕事をする部長とか課長とか

きましては、農林省管轄のものは、む

ろへ役員を置いて、そうして農林省そ

の他の各官厅を卒業するような人たち

をそこへ入れ込んで高給を取らしてい

くといふような面について、批判し

なければならぬ時にきておるわけで

す。そういう時にあたつて、こういう

ナリズムも非常に騒いでいるわけで

す。また世論もそのとおり。したがつ

て、こういうようなたくさんあるとこ

ろへ役員を置いて、そうして農林省そ

の各官厅を卒業するような人たちは

国會でも問題になつておるし、ジャ

ーナリズムも非常に騒いでいるわけで

す。そして最近におきましては、その

予算を編成するたびに、各省から、こ

ういう公社、公団、基金協会といふ

うなものが出ておるということです。非

常に問題になつておるし、非常に騒

いでいることを考へておる。特に、昨年も機

械化開発公団ですか、問題が出たので

す。そして最近におきましては、その

予算を編成するたびに、各省から、こ

ういう公社、公団、基金協会といふ

事新しく設置する必要はない、こういふように考えてお伺いしたわけなんですね。当然その方向へいくことのほうが多いと思うのですよ。

特に、今どこの民間組織の会社でいいましても、人づくりだと人間能力開発委員会といふものを立てたり何かして、非常に能率化して合理化しようとしておるわけなんです。普通の民間会社では、こんなこといきませんけれどもね。こんなにたくさん基金なんというものがあつたりなんかしたら、株式でいつたら赤字になってしまふ。国

の仕事だからいいですがね。こういう

組んで、そしてこの問題は、この機関

をたくさんつくることじゃないんです

よ。林業者にとっても漁業者にとって

も農民にとってもいかにして構造改善

なり近代化したり、それから経営を高

度化するために、その資金が必要だ、

そしてその資金を取得することによ

て、その運営が適切にいくのだとい

うに、ねらいがあるわけなのです

よ。ですから、協会をやたらに作るこ

とが目的ではないということを十分配

慮して、そうして、これらの問題を取

り扱うべきではなかつたか、こういう

ようにも思ひます。一

応、今度出たわけですから、将来につ

いての一つの構想といいますか、私の

意見としては私は一つの指標であるう

いふと思います。

○國務大臣(重政誠之君) これは今、

お述べになりました御意見は、一応御

意見としては私は一つの指標であるう

いふと思います。

ただ問題は、実態の問題でありまし

て、ただ、その大きくこれを一つにま

とめるということが私はいいとは考

えません。

そういうような意味において、特に

公社、公團が盛んに問題になつてお

ります。

そこで、何か調査をして努力すると

ます。

とにかくして、その責任の体制を明

らかにするという行き方も私は必要で

あります。

あるうとと思うのです。問題はそれを、

両者を、どういうところで調和をはか

らうと思うのです。問題はそれを、

何うかと思うのです。

それを、何うかと思うのです。





すると、計画に出てきたもので、指定地域の計画、またそれ以外の農業計画でも、農業経営においても、実際に問題にぶつかった場合、ここに適当なものは処理していくんだと、こういうふうに理解していいですね。

○國務大臣(重政誠之君) はい。

○北村暢君 それから次にお伺いいたしたいのは、農業の場合、それでいいわけですが、農業構造改善事業と、指定地域というのは三千百、十年間でやるというのですが、それ以外の林野率の高いところは、都市近郊のところは残るわけですね。これについての構造改善、林業的構造改善、これは当然考えなければならないのですが、これは何か調査費をとつて今後検討する

○國務大臣(重政誠之君) これは、森林組合法といふ単独法にするのか知りませんけれども、とにかく制度的な問題についての抜本的な改正というの

は、いつごろおやりになるのですか。

○國務大臣(重政誠之君) これは一応、ある程度の検討はすでにいたしておるわけであります。いたしておるわ

けであります、これが、先ほど来、安田さんからもお話をありました、こ

れは、バイロット的に、試験的にや

るの、それとも雲をつかむように、これからそういうものがどういう形にならぬのかということまで含めてやろう

とするのが、どうなんでしょう。

○政府委員(吉村清英君) これは全国の十八地域にバイロット的に具体的なものについての考え方というの

は、検討を終えているわけでありま

す。今国会に、こういものを提案し

て、一応の森林組合法について、制度的なものについての考え方というの

は、検討を終えているわけであ

るといふことになります。その関連について、もう少しはある程度の見通しを立てたいと、こう考へておるわけでありま

る。下の森林所有者が森林組合に入れる、

こういうことのようですが、そういう

ものが入つて運営をされるということ

はかつて参りますためには、そういう

ものが入つて運営をされるということ

が望ましいこと、そこにやはり林業と

しての特色と申しますか、特異性があ

るというように考えております。

○北村暢君 大臣、それでようござい

ますか。

○國務大臣(重政誠之君) これは、林業というものが、ただいま林野庁長官

の申しましたとおりに、農業の場合と違いまして、特殊な形態を持つておりますので、地域的に考えますと、どう

しても、たゞいま答弁をいたしました

う根本問題があるわけです。

○北村暢君 これに対しても、今後、今もう検討さ

れたといううんですが、一体、今後これ

が、端的に申しますと、森林組合自体

が単独立法さえない。これが、やはり

森林組合の単独立法が、実体法としてしかれてしかるべきものであ

る。そういう中において、やはり、森

林組合の共同的な機能を發揮する適正規模というものを目指とする合併の促進法がまた出てこなければならぬ。

しかし、物事の順序が逆であります。それで、私は、そういううさ

りであります、ただ、人の関係だけを

集めて、地域的なことを考えないでや

るよなことにならざるを得ぬと思うの

であります。それで、私は、そういうう

うに私は考へておるわけであります。

○北村暢君 もう時間がきましたか

、私はこれでやめます。しかし、森林組合に入つたばかりでやめなきゃならないわけで、理事のほうで質問をされ

るそうですから、まことに不十分で遺憾ですけれども、やむを得ないからや

ります。また、常識的に見て、か

なり大規模なものが入り得るじゃない

提案されたような実体法が出てくると

いうところに、私は、この実体法の含んでおる幾多の矛盾を指摘せざるを得ない。どういう点かということです

が、その中に、共同体的な森林組合はいかにあるべきかとなれば、やはり

森林組合の基本的な憲章的なものが出て

ます。それが、この実体法の含んでおる幾多の矛盾を指摘せざるを得ない。どういう点かということです

が、その中に、共同体的な森林組合はいかにあるべきかとなれば、やはり

森林組合の基本的な憲章的なものが出て

ます。それが、この実体法の含んでおる幾多の矛盾を指摘せざるを得ない。どういう点かということです

が、その中に、共同体的な森林組合はいかにあるべきかとなれば、やはり

森林組合の基本的な憲章的なものが出て

ます。それが、この実体法の含んでおる幾多の矛盾を指摘せざるを得ない。どういう点か

が、その中に、共同体的な森林組合はいかにあるべきかとなれば、やはり

森林組合の基本的な憲章的なものが出て

ます。それが、この実体法の含んでおる幾多の矛盾を指摘せざるを得ない。どう





い。それがないがために、所々で、岩使間で、当局と組合との間で、いろいろと問題が起つてゐるようですので、そのことをお伺いしたわけです。そこで、それは全幹集材についてお聞きいたのですが、その問題はそこでとめておきましたし、次に、ひとつお伺いしたいのは、最近使用が始まつたと聞いておるのでですが、去年ごろからですか、あの枯殺剤の問題なんですね。林野庁で枯殺剤を使用され出して、各地でいろいろ事故が起つたよう聞いておられますし、また、造林上の効果についても、むしろいい効果がないで、枯れたり何かして、かえつて悪いほうの現象がたくさん起つてきておると、こういうようなことを聞いておるのでですが、そうした実情について、ひとつ概略お話を聞きたいと思うのです。

使用量の一割程度のこととでございます。これももうすでに数年前から、試験的に局所的には使つておるところでございまして、事故があつたのは、ごく最近でございます。これは火氣の注意をする必要があるのでございまして、その点につきましては、私どもも十分に指導をいたさせまして使わせたのでござりますが、遺憾ながら、休憩時間中にたばこの火が落ちて衣服について燃え上がってやけどが起きたり、それがもとで死亡をしたのが一人あつたというようなことでござります。で、これは労働省のほうの指定の毒物の中に入つておりませんし、そういう点で、さらに検討はする必要があるかと思いますが、現在のところ、十分に注意をして使う範囲においては危険はないという考え方であります。で、私ども、さらにはきもの、靴等の防護の用具を支給をいたしまして、間違いないのないように注意をいたしておりますところでござります。

理者のほうで十分注意が届いておらなかつたと、そういう問題のほうが中心なんじやないですか。それはどうなんですか。

○政府委員(吉村清英君) 昭和三十六年度におきましては、全国で使用されおる量は二千四百九十一トンでござりますが、そのうちで国有林の使用しておりますのは二百二十九トンでございます。この程度でございますが、使用に際しましては、火気には注意をいたしまして、防護衣、手袋、マスク、こういうようなものを着用をして使用をするわけでございまして、問題は、やはり火気でございます。したがいまして、火気を十分に注意をするということが大切なわけでございますが、その点は、農業あるいは鉄道、その方面で使われておるわけで、事故もそれほどないわけでございまして、この注意につきましては、十分注意をいたしておるわけでございます。で、これは、作業員の不注意だけだということにきめつけるわけにはいかないかと思います。あるいは指導が、若干落ちていたということもあるかもしれません。少なくとも注意をすべき事項につきましては、十分注意をしてあるという報告を受けておる次第でございます。

○矢山有作君 ジヤ、この薬剤が使用上非常に危険なものであるということは、今までのお話でお認めになるはずなんですが、そういうふうに危険なものであるということになれば、これを使用する段階に入る前に、十分それを話し合いかなされておったのかどうか。私どもの聞いておるところでは、十分な話し合いがなされないままに、強制的に、この薬剤を使つて立ちさ

るようにならなかったとか、あるいはまた、警官までその就労を強制するのに勤員官たとかというような話を聞いておるのですが、その辺のところはどうですか。

○政府委員(吉村清英君) この薬は注意を十分にいたして使用をされれば、それほど危険なものではないよう私どもも承知をいたしておるわけでござります。それにいたしましても、その注意をするということが大切でござりますので、使用にあたりましては、私報告を受けております範囲では、十分に使用について注意を促しておるということでございます。で、それでは強制的に使用をさせて、警官まで勤員をしてというようなお話をございまが、それは私は、そういうことについては報告を受けておらないので、おそらくそういうことはなかつたのではないかと思つておりますが……。

○矢山有作君 そうすると、先ほどの御説明で、二つ問題が出てきたので、一つのはうから取り上げていきますが、取り扱いになれていないのですからね。取り扱いを注意してやれば危険の少ないものだとおっしゃつても、取り扱いになれていない新たな薬剤を使つて、しかも、それが危険性を持つておるということがはつきりしておるなら、それを使用する段階に入る前に、やはり組合との間で、それらの安全対策の問題だとか、その他十分な話し合いをして入つていくとというのが、これがあたりまえな話なんじやないです。特に長官は、今まで労使双方の信頼性に立つてとか何とかということを非常に強調されるのですが、そうなると、今度又方が言質生に立つてお

をやつていこうというなら、こういう危険なものを使うときには、特に十分な話し合いをなされ、了解を取りつけて、そうして十分に万全な災害予防の対策を立て、それから実施に移つていく。これがあたりまえな話じやないですかね。

○政府委員(吉村清英君) その点は、ごもともとございますが、私どももいたしましても、この使用に際する注意を十分にいたしておるわけございまして、特にこの使用の方法がむずかしいものであるとかいうようなことは、火気に関する危険性があるということ道あるいは農業関係に広く使われておるところでございまして、その点は、火気に関する危険性があるということはもちらんござりますので、十分注意はいたさなければなりませんが、その他の問題につきましては、それほど使用にむずかしいということはないかと考えておるのでございます。

まあ、これに関連いたしまして、十分な話し合いがなされるべきではないかということでございますが、私どももこの新しい薬剤を使いますために、すでに何年か、この使用をいたして参つておるのでございますが、そういう経験に立つて、まず実際に試験的に現地へおろしていくという経過をたどつておるわけでございます。で、この話し合いの性格でございますが、これはどこまでも私どもとしては、この薬剤を使用をしていくための使用方法に関する理解を得るというところに重点を置きました、説明なり、話し合いをいたして参つたものでございます。

○矢山有作君 長官、試験的というこ

をやつていこうというなら、こういう危険なものを使うときには、特に十分な話し合いをなされて、了解を取りつけて、そうして十分に万全な災害予防の対策を立てて、それから実施に移つていく。これがあたりまえな話じやないですかね。

年は一体どのくらいやられたのですか。

○政府委員(吉村清英君) 三十六年度に二百二十九トンでございます。

○矢山有作君 いや、いや、面積にしてどのくらいやつておられますか。

○政府委員(吉村清英君) ただいま、ちょっと調べてお答えいたします。

○矢山有作君 私が聞いておるので、三千町歩ぐらいやつておるのですね。試験的にやるのなら、こんなに、三千町歩も、この薬剤を使ってやらなければ、三千町歩ぐらいいやつておるのです。危険が伴うかもしれないといふことがわかつておるような薬剤を、しかも現実にどういうことがあつたにしろ、身体にいろいろな障害を生じたり、あるいは人が死ぬといふ問題まで起つておるのでしよう。あくまでも試験的ということを強調されるなら、こうした大々的な使用に入る前に、もつともと、林業試験場で試験されるべきじゃないですか。

○政府委員(吉村清英君) この試験場は、試験場における試験の成果を得られますと、十分な現地の適応の試験の段階を経て事業的に取り入れられて参つてくるわけでございまして、そういう過程にあるものでございます。

○矢山有作君 ところが、私は、その試験が十分にいつおらぬから、実際に現地で使つてみたら、あの写真で見るように、ササが枯れたり雑草が枯れたりしないで、肝心かなめ、植えた木が枯れているということを言つておるのです。それじゃ、十分な試験をして、現地の適応試験をいたしております。

○矢山有作君 それで、あくまでも試験的にやつたということを強調されるなら、私のほうとしては、あくまで警官を勤務したとかなんとかいうことでも、試験的にやることは林業試験場でやるべきなんで、それで十分な成果が出ないで危険を伴うおそれのあるものを、組合との十分な話し合いもなしやるべきなんで、それで十分な成果が出てこないでやつたということは、私はいる中でやつたということは、私は間違いだと、しかも、これがどれだけ

の効果があつたということで調べてみると、これは何も効果はないじゃないですか。私が手元に持つておることの写真で見ましても、枯殺剤としてササや草を枯らすというのに、実際には、ササや草が枯れないで、肝心かなめの、

植林された木がたくさん枯れているじやありませんか。こういう点をみて

も、これは、十分、造林上に効果があるというよな確信を持つところまで、

林業試験場で試験がなされておつたかどうか、これは多分に疑わざるを得ぬのです。どうなんですか。何だつた

ら、お見せしますよ。写真があるか

○政府委員(吉村清英君) 薬剤の問題に、何の問題で、こういうことが起つたかと聞いているのですが。

○政府委員(吉村清英君) 警察で自主的に参つたよう聞いております。

○矢山有作君 薬剤の問題じやなしとではないのでございまして、どうか

ひとつ、そういう点で、その問題の中

心をござんになつて、御判断をお願い

○矢山有作君 それは聞いておりま

す。

○政府委員(吉村清英君) そういうこ

とではないのでございまして、どうか

ひとつ、そういう点で、その問題の中

心をござんになつて、御判断をお願い

○矢山有作君 たとえ事が全幹集材

の問題であつたにしても、全幹集材の問題をめぐつて、警官がやつてこなげれば就業ができないといふようなこと

は、事前に組合との間に、十分な話し合いでできておらなかつたということ

を受けております。

○政府委員(吉村清英君) 全幹集材の問題であつたにしても、全幹集材の問題をめぐつて、警官がやつてこなげれば就業ができないといふようなこと

は、事前に組合との間に、十分な話し合いでできておらなかつたということ

を受けております。

○矢山有作君 たとえ事が全幹集材

の問題であつたにしても、全幹集材の問題をめぐつて、警官がやつてこなげれば就業ができないといふようなこと

は、事前に組合との間に、十分な話し合いでできておらなかつたということ

を受けております。

○矢山有作君 その点は、なかなか微妙な問題でございまして、私がここで現地の事情を、十分に間違

いなく申し上げられるかどうかわかりませんが、とにかく当局といたしまして

お見えませんが、とにかく当局といたしまして

動員したり、制服、私服の警官を大量に動員したり、業務命令を出して、就労を強行したという事実が出ておる。されどそれが手元に持つておる写真を見ましても、枯殺剤としてササや草を枯らすというのに、実際には、ササや草が枯れないで、肝心かなめの、植林された木がたくさん枯れているじやありませんか。これは御存じないですか。

が出てくるわけでございますが、やはり問題をケース・バイ・ケースに、是非か非かということを十分に理解をしてお互いに話し合いをして参らなければなりません。

○政府委員(吉村清英君) そういう報告を聞いたことはござりますが、それは薬剤の問題ではないよう聞いておられます。それと警官は、当局が動員をしたものではありません。

○矢山有作君 これは一体、何だつたと聞いているのですか。

○政府委員(吉村清英君) これは御存じないで、問題がそこに移りましたので、お互いに話し合いをして参らなければなりません。

○矢山有作君 これは御存じないで、問題がそこに移りましたので、お互いに話し合いをして参らなければなりません。

○政府委員(吉村清英君) これは御存じないで、問題がそこに移りましたので、お互いに話し合いをして参らなければなりません。

多少でも変化があるということになつてれば、そのことについて、組合が話し合いを申し出してくれば、十分に話題を交換するかも知れません。組合が手元に持つておる写真を見ましても、枯殺剤としてササや草を枯らすというのに、実際には、ササや草が枯れないで、肝心かなめの、植林された木がたくさん枯れているじやありませんか。これは御存じないですか。

○政府委員(吉村清英君) そういう報告を聞いたことはござりますが、それは薬剤の問題ではないよう聞いておられます。それと警官は、当局が動員をしたという事実が出ておる

がいたしておきますと、この全幹集材は、十分、造林上に効果がある、生

命、身体に危険があるといふことが配だから、組合のほうでは、これを実施に移す前に話し合いをしてくれといふことを言つておるはずだ。そうする

と、それに対して十分な話し合いをやっていく。これが労使間のあり方

やつていい。これが労使間のあり方

りません。

○政府委員(吉村清英君) これは御存じないで、問題がそこに移りましたので、お互いに話し合いをして参らなければなりません。

○矢山有作君 これは御存じないで、問題がそこに移りましたので、お互いに話し合いをして参らなければなりません。

○矢山有作君　具体的にあなたのほう  
が話しかけられて、話しかけに応じな  
かつたか、応じたか、そこまでは、私  
も調査しておりませんのでわかりませ  
んから、この点は、はたしてそのとお  
りかどうかという問題は、あとにし  
ます。この問題については、さらに  
論議をする機会を持ちたいと思いま  
す。

しかしいすれにしましても、今そ  
ういうように林野庁において、いろいろ  
な労使間の問題が起つておるという  
のは、林野庁の労務政策のあり方自体  
に反省すべき点があるのじやないか、  
こういうふうに考えるのですが、長官  
として、今後労使間の円満な運営をは  
かつて、しかも国有林事業としての使  
命を達成するというために、今までの  
労務政策のあり方から見て、どういう  
ふうに今後お考えになるか、それを  
ちょっとお話を伺つておきたいので  
す。

○政府委員（吉村清英君） 仰せのとおりでござります。私は、從来も将来も勞使間の問題というものは、労使の信頼関係の上に立つて初めて円満に事業も進められることになるということをございます。したがいまして、その精神の上に立ちまして、お互いに、私どもは、何と申しますか、ルールに沿つて話し合いを進めて、もの事をきめて参らなければならぬ、こういうふうに考えます。

か、そういうような感じのする労務ハンドブックとか、こういうものが下部にまで、ずっと配られておるようです。が、この労務ハンドブックに盛られておる労務政策に対する考え方というものについて、私が聞いたところでは、これは全面的に白紙に戻しますということが社労委員会で言われたそうです。から、私はこの問題について、さらに突っ込んでとやこう申しませんが、この労務ハンドブックに表われておるような考え方で、労働問題を考えていこうという考え方には、全く相反するようない思想が出ているのです。したがって、この問題については、社労委員会でおつしやったように、こういう労働問題に対する、とんでもない考え方というものを全く白紙に戻して、労使間の信頼性に基づいた、あなたのおつしゃつたような考え方を基本にして、今後十分な話し合いをしながらやっていっていただきたい、こういうふうに思います。

ては、私ども承知をしております。  
○矢山有作君 しかし、少なくともも  
務課長と名を打つ人が、こういうふうな考え方  
とを講演をなさつたのか座談会でござ  
われたのか知りませんが、いずれにい  
ても言つておられるということにな  
ば、これがやはり林野庁の労務政策に  
対する考え方じやないかと、こうい  
ふうに考えられるわけです。  
だから私は、こういうふうな考え方  
は改めなければいけない。それに対  
てお宅のほうでは、こういう考え方方は  
だから、それで私のほうは了解をして  
おるわけです。ただ、先ほども環境にそ  
異様であつたとかどうとかおっしゃつた  
のですが、そうなると、一休、どう  
う異様な環境であつたのかと、こう考  
いたくなるわけで、どういう環境にそ  
ろうと、やはり労使間の問題と、この  
は労使の問題として、あなたのお  
しゃる信頼性に基づいて、相互対策  
の立場で十分議論を尽くされるべきだ  
と、こう思うのです。

きにはひざをついてやつてこい、対等の権利を帶びたような大きな顔をしてくるな、こういうことも表現されてい るのですね。こういう思想というものは、おそらく林野庁くらいしか今どろ見られぬ労務政策に対する思想なんですね、これはもう先ほど、こういうものは撤回するとおっしゃたので、ひとつ是非撤回をしていただいて、あなたのおっしゃるようなひとつ労使間の対等な立場に立つて、信頼性の上に立て十分な話し合いをしてやっていくと いう姿勢を堅持していただきたいと思 います。

○政府委員(吉村清英君) そのとおりいたします。

○矢山有作君 それじゃ、もうそろそろ終わりますが、この間の御答弁の中 に、国有林野の労働者が、民間の林野事業等にもかなり流れていっておる。 そのことは、いろいろな原因があるが、国有林野事業の労働者の賃金水準 が低いということにも一つの大きな原 因があるだろう、こういうふうにおつしやつておられましたか、何といいましても、基本問題の答申にいたしまし ても、あるいは中央森林審議会の答申にいたしましても、これから林業の 基本的な目標といふものは林業の生産 性向上させるということ、林業従事者の所得の増大をはかるということ が基本目標になるはずなんです。したがつて、そういう点については、十分ひとつ検討されて、賃金の適正な支給 ということに努めていただきたいと思 うのです。国有林野事業の労働者の賃金が低いということは、やはり民間の賃金を高くしないという作用も持つわ けなんですから、そういう点では、今

後賃金等の問題についても十分お考え願いたいし、さらに先日来問題になつておきました雇用安定の問題についても、十分ひとつ御考慮を願いたいと思います。特に話が前後しますが、賃金等の問題について見ますと、その職種によって非常に大きな開きがあるように思ひます。はたして今日の段階で、そういうような大きな開きが必要なのかどうかということを考えてみます。

と、すべてにわたつて、そういうことが言えるとは限らぬような部分が出ておるわけです。したがつて、そういうような問題についても、早急に手直しをされる、そういうふうにやつていただきたい。このことを最後に一申上げまして、御意見を伺つて、私の質問を終わりたい、このように考えています。

○政府委員(吉村清英君) この賃金問題でございますが、確かに御指摘のようない点があるかと考えております。組合側からも新賃金の要求が出まして、ただいま調停にあげておるところでござりますが、将来にわたりまして、組合側とも十分交渉を重ねまして、さらには正をいたして参りたいと考えておりますので、御了承を願いたいと思ひます。

○矢山有作君 それでなお、先ほど保留在する問題もありますし、雇用の安定、賃金問題については、これは今後の林業政策の立場からいつて非常に重大な問題ですので、もしどうしても、われわれのほうでお尋ねしなければならぬような問題が起つた場合にはお尋ねしますので、そういう立場で、なお質問をする権利を留保しておきたいと思います。以上です。

○安田敏雄君 回つておるようでございます。

○安田敏雄君 回つておるわけですか。そうしたら、ただ国会の長官の答弁だけでは、地方では国会の会議録なん

て読まないんですよ、実際は。ですか、これは取り消すと言つたら、やはり取り消すところの、あなたのほうでいえ、行政の措置を営林署までしていかないと、ただあんたが、これを取らなければ、今は、ただいま矢山君が申し上げたように、基本的な何か政策について、どのように考えておるか、その点だけ一つ関連してお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(吉村清英君) 誤解だけではないでございますが、あのハンドブックという表題をつけたのは、私もどこでついたかわからぬのでございまして、決して林野の指針として出したのでなくして、これは労務課長が態本へ指導に參りましたときに、営林局の会議の席上で話したことを見解したことでございまして、これによつて労務政策を進めてきたといふことではないでございます。先ほどから再々申し上げておりますように、私どもの基本的な態度というのは、お答えを申し上げたとおりでございます。その態度を誤解を受けるようなことであるということは私どももいたしまして、それでも残念でございますので、これはひとつ、この際、白紙に戻そうといふことを申し上げておるのでございます。

○安田敏雄君 そのことはわかりましたが、そこで、全国の事業所へこれが回つておるわけですよ。回つてないですか。

○政府委員(吉村清英君) 営林署まで回つておるようでございます。

○安田敏雄君 私どもといつても、從来からの私どもの労務管理態勢の基本方針をはつきりいたしましたが、専門的なものを準備をいたしております。この間に、私どもも非常に何と申しますか、疑問を持っておりますので、私どもも措置はとりたいと存じておりますが、全国に配付がされたといふことは、熊本だけでございましたが、たゞ、問題もなかったと思うのでございません。これが私どももいたしまして、このように判断するわけでござります。

○政府委員(吉村清英君) 私どもといつても、専門的なものを準備をいたしましたが、専門的なものを準備をいたしてあります。これが新しい団体交渉に関する協約をも申しますかお示ししたものでもございませんので、この点は別に、私としては考えておりません。

○安田敏雄君 林業関係の労使の問題といふものは、中央の林野庁を取り巻くその情勢の中で発生するわけでないのです。やはり現地の営林局以下のとおります事項について申し上げますれば、保証手数料等の点におきましては、現在の中小企業におきましては、

すから、この点につあましては、これで打ち切ります。

○説明員(厚味莊之助君) この林業信

用基金の特徴と申しますと、こうい

う類似の制度が幾つかござりまする

で、それとの対比といいますと、い

うのは、このいわば課長の全国の大

きなものは、ここに書いてあり

ますからわかりますけれども、特質と

思想ですが、そこで、まずお尋ねし

たいのは、この信用基金の目的とか定

義とかいうものは、ここに書いてあり

おきましては、一応予定としては二厘見当に考へるということでございま

す。

なお、細部につきましては、先般資料でお配りいたしました比較表がございますが、対象の業種等につきましては、先般お配りいたしました資料の概要のところに書いてありますとおり、要のところに書いてありますとおり、

中小におきましては、中小企業全般にわたっておりますけれども、私どもは林業資金という性格にかんがみまして、林業の生産者、製材業者といふうに限定をいたしております。

○安田敏雄君 それは、この基金法の内容を見れば、ただいまお答えになつたことはわかるわけですが、従来も公庫の金、あるいはその他の系統資金によつて、林木の育成から生産から種苗から木炭生産から、その他いろいろなことを営むものにも、大きいものも小さいものもある。そういうようなものに対して、個人を中心にしていくのか、あるいは組合を中心にして、こういうようなものを考えていくのかという、何かと思うわけです。ただ、内容の幾歩で貸すとか、どうのこうのということはわかるわけです。そういうような何か特徴的なものはあるわけですか、動機となつたものは。

○説明員(厚味莊之助君) 法案にも書いてございますが、この林業の基金の対象とした者は、個人も対象にいたしますと同時に、団体としますが、森林組合それから中小企業協同組合系統、いずれも対象にいたして

おります。ただし、今後の方向といましましては、こういう基金制度を媒介にいたしまして、団体利用のさらに拡充をはかつて参りたい。これによつて

団体の系統利用ということの整備もはかり、あわせて団体の整備に資するといふような方向に持つていただきたい、か

よう考へております。

○安田敏雄君 今までの林野庁の経験から言つて、やはり林木の育成とか、

素材の生産とか、あるいはたくさん

事業があるわけでござりますが、

全国にどのくらいの数があるのですか。

○安田敏雄君 たとえば一千万円以上

の大会社が、それはそのとおりでいい

と思いますが、それが、たまたま地方

の保証制度を利用しないでも、十分

営む者が直接間接の構成員となつて、

中小企業等協同組合とありますが、これは一体、どういうようなもので、

ここにありますから、これは別になりま

す。

そこで次に質問したいのは、林業を

事業があるわけでござりますが、

この資金の保証をする場合に、見

通しとしては、どういうような事業が一番保証の対象になるのか。そういう

事業があるわけでござりますが、

「林業を営む者が直接又は間接の構成員となつて、

と申しますのは、主として製材業者が組織いたします中小企業協同組合、それからなお、素材生産業者が組織する

もの、大体そういうものが入つております。大体全国に単位組合として千二十八ぐらいござります。

○安田敏雄君 連合会はあるのですか。

○説明員(黒河内修君) 連合会は、そ

のほかに大体二十程度ございます。

○安田敏雄君 全国的な……。

○説明員(黒河内修君) いや、県単位。それから全国単位には一つござい

ます。

○安田敏雄君 一つ。これでわかりました。そこでお聞きしたいのは、この基金協会の保証の対象外として、一千万円以上の林業者を対象としなかつた理由について、ひとつお伺いいたしました。

○政府委員(吉村清英君) 一千円以上三百人以上を対象外とした理由は、まあ大体中小企業といふものを基準にいたしたわけでございます。

○安田敏雄君 輸入も含めて……。

○政府委員(吉村清英君) 原木でございます。

○安田敏雄君 その次には。

○政府委員(吉村清英君) それから伐採関係の資金、こういうことになります。育成のほうは、これは公庫資金が

うことはわかるが、省いた理由……。

○政府委員(吉村清英君) 資料を差しすから……。

○政府委員(吉村清英君) まあそういうことはほめたないと思ひますが、

以上でなおかつ三百人以上というようなものの出張所がたとえありますも、それは適用にはならないというこ

とにあります。

○安田敏雄君 じゃさつきと食い違つて、将来はこのような事業が、一番この保証の対象になつていいのだといふ

ような見通しを立てたことがあるのです。また、過去の経験からかんがみ

て、将来的に森林組合に入つてお

りません。

○安田敏雄君 たとえば一千万円以上

の土地の森林組合に入つておる場合が

ある、ないですか、事業所の名義が何かで……。そういうようなときには、それは対象になつてゐるわけですね。

○説明員(厚味莊之助君) 御指摘のよ

うな場合があるかと思ひますが、さよ

うな場合に、いづれかの資格に該当するのですね。これは出資したにも

れば、これはこの基金制度の対象になり得ると思ひます。

○安田敏雄君 そらしますと、これは特徴的なものは、たとえば農業協同組合であるとか、森林組合であるとか、

あるいはそういう素材製造業者という

合であるとか、有利に開いていくところ

が、この法案のねらい的なものである

ということは、この特徴としてわかります。しかし、そういう全国的な一千

万円以上の林業者の事業所、出張所

が、その土地の森林組合に入つているときには、これはどつちが入つていれ

ます。しかしながら、その理由について聞きたいと思ひます。

○説明員(厚味莊之助君) いろいろ、

これは考え方によろうかと思ひます

が、私どもの八〇%といったの

は、融資をする場合に、その融資機関もそれ相当の慎重さと責任を持つて融資をしていただく。一〇〇%とした場合に、全額債務保証になればその点の融資の気持について多少差異がある、その意味でより適切慎重な融資をしてもらうという観点で八割というこ

とにかく、どうぞお手に取らせて顶いて、お読み下さい。お忙なところ、恐縮ですが、何うしても、お読み下さい。

○安田敏雄君 そうしますと、その信  
用保証が将来その金融機関について損  
害を与えないときにはこれは九一%に  
もする場合がある。しかし将来はなは  
だ成績が思わしくないときにおきまし  
ては、さらに六〇%くらいというよう  
な比率らうとうござる。

○ 説明員(厚味莊之助君) 現在考え方として今お話ししたようなことで考えておるわけでござりますが、これは細部は業務方法書等の段階でございませんが、そういう個別ケースについての保証率を変えるかどうかということは、ただいまは考えておりませんが、さらにさようなる点につきましても、その時期までに検討いたしたいと思います。

○安田敏雄君 商工中金であるとか農林中央金庫といふようなものは、地方へいきますと出張所は県単位しかございません。あるいは大きな都市しかない。ところが、おおむね林業者といふものは大体そうでない地域に、特定の大好きなものは別にしてあるわけでありす。

○説明員(原味莊之助君) 私たちがかような案を考えました経過におきましては、商工中金、農林中金等の御意見も聞きまして検討したわけでございま

す。

あります。ですからそういうことをきましたときにはやはり銀行、たとえ政府資金でございましたがって、地方の銀行は商工中金や農林中央金庫の窓口としてなるわけになります。存在しているわけでありますから、どうかといふことを渉をしなければ、たとえ政府資金でありますから、公庫の金であつても銀行の窓口を通じて貸すのですから、銀行協会、こういうようなものとはなればセンターである日銀あたりあるいはセントラル銀行の責任で貸すわけなどないよ。そういうような交渉に基づいて大体いろいろ協議した結果が八〇%保証の話であります。それで、これは話はわかるわけですが、これから交渉するならば、その見通しがはたしてあるかどうかということについてお聞きしたいわけです。

度はどうかというと、三十万円に対する期間が百日なら百日の利息を勘定され、そしてその上にそれと同額の歩積みというやつを別にさせられるですよ。自分の金を貸さないにもからわらず、政府の金を貸しておいて、強制的に定期の積立金をさせられるのですよ。そうすると三十万円借りても、実態は二十万か何ぼしか借りられないことになる。しかも地方銀行ならば、その裏街道を通つて、支店長なり他の人たちに別の交渉もしなければならぬ、という面も出てくるわけなんですよ。ですから、そういうようなこと心配したときには、十分この市中銀行と銀行協会あたりと、この問題について八〇%がいいかどうかといふはつきりした交渉がないと、これはたいへんなことになつちやうのですよ。この点は、どうなつていますか。

ね。したがって、銀行にいったときに、借りた金は八〇%保証だといつたって、これにはなりませんよ。県で、国でやつたって、個人の信用問題、これ担保取らないでしよう。取りませんよ。実際運転資金がかりに百万円要るときに、五十五借りたって、また事業遂行上支障が出てくるわけなんですよ。だからそういう点はきちっとはつきりして、そして銀協会なりそういうところとも交渉する、あるいは信用金庫なら信用金庫でもつて全国の信用金庫の中央機関とある、あるいは銀行、信用金庫等ではその他の業務に全般的に大きな影響が出てくる面も考えられるわけなんです。だからそれが実際その期間に返さないときには、銀行、信用金庫等ではその他の業務に全般的に大きな影響が出てくる面も考えられるわけなんです。だからそういう点はこの保証額の率ですか、これにつきましては、十分もつと金融機関等々と折衝することがよろしいのです。というのは、私は何もこの第七の「銀行その他の金融機関で政令で定めるもの」とあるから、これがなければ聞きません。ですから、そういう点は特に十分今後も積極的に交渉をして了解点に達することが必要ではないかと、これは前の大本さんだから質問ではあります。そこで第七の「銀行その他の金融機関で政令で定めるもの」という中令にありましたね、これは、信用組合

は入らないのですか。信用金庫は入っている。  
○説明員(厚味莊之助君) この点につきましては、先日も御質問がありましたが、政令見込み事項には書いてございませんけれども、さらに信用組合等の実態も調査をいたしまして、その結果に基づきまして善処いたして参りたいと考えております。  
○安田敏雄君 これはやはり林業者は農業協同組合との関係が深いわけですから、当然どうなるということではなくて、やはり立場を尊重する意味合いにおきましても、これは入れるべきであろうと思うのですよ。信用組合については信用金庫と規模が違うから、入れるか入れないかということは、これは別にいたしましても、やはり信用組合等におきましても政府の公庫の金を扱っているのですから、だからその点は今ここでとやかく言うわけではないのですけれども、至急にこれらもほつきりさせることがいいのですね。  
それから次にお伺いしたい点は、業務方法書ですが、これが問題なんですよ。とにかく保証してもらには、これがぴちっとしていかなければならない。ここで業務方法書の参考資料をいたしましたのでございますが、これには「出資金総額の〇〇倍とする」。ということがありますが、別の表で見ますと、大体十倍ぐらい、出資金額の十倍それでいいですか。  
○説明員(厚味莊之助君) 最終的なことは申し上げられませんけれども、現在私たち方が考えておりますのは、出資額の十倍ということで考えておりまます。

円……。

○説明員(厚味莊之助君) それは基金全体のことです。

○安田敏雄君 全体の……。

○説明員(厚味莊之助君) そうでござります。

○安田敏雄君 それからその次に、被保証者についての保証の金額の最高限度は、出資額のこれは二十倍でいいですか。

○説明員(厚味莊之助君) さよう現

在のところ考えております。

○安田敏雄君 この考え方は、もう固定しているのですか。

○政府委員(吉村清英君) 業務方法書は、結局は基金できまつてくるものでございますから、私どもが今この立案にあたつて予想をして考えておるということございますで、その点御了承願い

ます。

○安田敏雄君 そうしますと、これは基金の関係できまつてくるといいますけれども、出資と保証総額との関係と体今とのところのアウトラインといいますか、そういうようなものについてはどういうような計画、考え方でやつておりましようか。

○政府委員(吉村清英君) 出資と保証総額と申しますと、大体出資が七億になりますので、その十倍ですから、七十億、それを八掛けにいたしますと八十七億五千万でございますか、そういうことでござります。

○安田敏雄君 五十六億でしよう。○政府委員(吉村清英君) 八十七億でございます、八掛け八割保証するわけでございますから。

○安田敏雄君 そこで、この基金は政

府出資が三億五千万円で、民間その他

県からその出資を依頼してそれが三億五千万円で七億、こうしたことになる

わけですが、政府が出資して、民間な

り地方の県の出資がなかなかおくれて

いる場合に、一体幾らになつて、五億円になつたらこれはやるというような

ことになるわけですが、その五億円に

なる見通しといふものは、本年度中に

つくわけですか。

○政府委員(吉村清英君) さようでござります。少なくとも年度末には七億

に達したい、こう考えております。

○安田敏雄君 年度末に七億に達した

といふ希望はわかりますけれども、

その見込みを……。

○政府委員(吉村清英君) 私どもの見込みもいたしましては、五億には大体合も考えられるわけですよ。それは全然ないです。

○安田敏雄君 林野庁の計画がかりに、本年度やつても五億に達しない場合も考えられるわけですよ。それは全

て、その五億の中には、政府出資の三億五千を含んで考えております。

○安田敏雄君 それは本年の十月までですか。

○政府委員(吉村清英君) それは考

らないようにしてしております。

○梶原茂嘉君 先ほど七億、やはり七十億ですね、八掛けで五十六。七十億と五十六億とは関係ないんじゃないですか。

○説明員(厚味莊之助君) さようござります。

○安田敏雄君 その自信は、長官はあるわけですね。十月まで……。

○政府委員(吉村清英君) 極力努力をいたしたいと思います。

○安田敏雄君 そこで、さつき北條さんから質問がありました、林業者があつて、保証を受けている者が林業者でなくなった場合は、たとえば破産するとか、営業閉鎖とか業務変更をするなどといった場合によつて林業者でなくなつた場合は、どうなるのかといふことがあります。保証総額の十倍の限度で押しちゃうか。保証総額の十倍の限度で押しちゃいますから。

○説明員(厚味莊之助君) それは、借りた分は返済する義務がございます。それで、ここにある八割をなにして、それが相続をなす場合に、その債務が親か

親が受けた債務保証はそのまま残つてゐるということになりますね。○安田敏雄君 借りた金額は、そのまま銀行に借りの帳簿で残つてあるわけですね。その処置は最終的にはどう

あるのですか。ただこういふ林業者

の経営安定のために、こういふ基金を

作つたらいいだろ

うほかにも前例があ

るからといふこと、こういうような

ものを作つて発足さして

が、何かこういふことはたくさん

出てくるわけですよ。そういう点に

ついて、午前中は大臣から簡単な答

弁をいただいたのですが、長官や政

務次官には答弁は御無理だらうと思

の総額が八十億になる、こういう計算じやないでしようか。

○説明員(黒河内修君) 長官が申し上げましたのは、基金の出資が七億ですから、その十倍まで債務保証の対象にいたします。それは債務保証額でござります。そこで、これは八掛けの債務保証をするということでござりますか。

○説明員(厚味莊之助君) 相続をした

場合に、その相続した人が林業者でない場合にはどうなるかということです。

○説明員(厚味莊之助君) これはもし五億円に達しなくとも、政府で三億五千万円出し

ても始まるのじゃないですか。その点はどうですか。

○説明員(厚味莊之助君) これは条文にも書いてございますが、発足にあたっては、少なくとも五億を確保して

発足するということになつております。

○説明員(厚味莊之助君) これは条文にも書いてございますが、発足にあたっては、少なくとも五億を確保して

発足するということになつております。

○説明員(厚味莊之助君) それは条例でござります。

○説明員(厚味莊之助君) その五億の中には、政府出資の三億五千を含んで考えております。

○安田敏雄君 それは本年の十月までですか。

○政府委員(吉村清英君) それは考

らないようにしております。

○梶原茂嘉君 先ほど七億、やはり七十億ですね、八掛けで五十六。七十億と五十六億とは関係ないんじゃないですか。

○説明員(厚味莊之助君) さようござります。

○安田敏雄君 その自信は、長官はあるわけですね。十月まで……。

○政府委員(吉村清英君) 極力努力をいたしたいと思います。

○安田敏雄君 そこで、さつき北條さんから質問がありました、林業者が

あつて、保証を受けている者が林業者でなくなつた場合は、たとえば破産するとか、営業閉鎖とか業務変更をする

とかいう理由によつて林業者でなくなつた場合は、どうなるのかといふことがあります。保証総額の十倍の限度で押しちゃいますから。

○説明員(厚味莊之助君) それは、借りた分は返済する義務がございます。

それで、ここにある八割をなして、それが相続をなす場合に、その債務が親か

親が受けた債務保証はそのまま残つて

ゐるということになりますね。

○安田敏雄君 借りた金額は、そのまま

銀行に借りの帳簿で残つてあるわけ

ですね。その処置は最終的にはどう

あるのですか。ただこういふ林業者

の経営安定のために、こういふ基金を

作つたらいいだろ

うほかにも前例があ

るからといふこと、こういうような

ものを作つて発足さして

が、何かこういふことはたくさん

出てくるわけですよ。そういう点に

ついて、午前中は大臣から簡単な答

弁をいただいたのですが、長官や政

務次官には答弁は御無理だらうと思

合、だれかが、その場合に相続者が林業者でなくなつた場合はどうなるのか、こういふ問題が出てゐるわけです。

○安田敏雄君 繙承させる……。それから林業者でなくなつた場合はどうなりますか。

○説明員(厚味莊之助君) それは、これが相続した人が林業者でない場合に、その相続した人が林業者でない相続人におきましたても、持ち分だけはそのまま持つておるということになります。

ただし、持ち分の所有については何も触れてないでございまするから、したがつて、そういう林業者でない相続人はなり得ないということになります。

ざいまするが、これはその場合には、新たなる相続人は、債務保証の対象にはなり得ないということになります。

ただし、持ち分の所有になりますが、まだ持つておるということになります。

まず、債務保証だけその資格の対象にない場合に、その債務保証だけその資格の対象になります。

○安田敏雄君 それはもし五億円に達しなくとも、政府で三億五千万円出し

ても始まるのじゃないですか。その点はどうですか。

○安田敏雄君 それは条例でござります。

○説明員(厚味莊之助君) これは条例でござります。

○安田敏雄君 その自信は、長官はあるわけですね。十月まで……。

○政府委員(吉村清英君) 極力努力をいたしたいと思います。

○安田敏雄君 そこで、さつき北條さんから質問がありました、林業者が

あつて、保証を受けている者が林業者でなくなつた場合は、たとえば破産するとか、営業閉鎖とか業務変更をする

とかいう理由によつて林業者でなくなつた場合は、どうなるのかといふことがあります。保証総額の十倍の限度で押しちゃいますから。

○説明員(厚味莊之助君) それは、借りた分は返済する義務がございます。

それで、ここにある八割をなして、それが相続をなす場合に、その債務が親か

親が受けた債務保証はそのまま残つて

ゐるということになりますね。

○安田敏雄君 借りた金額は、そのまま

銀行に借りの帳簿で残つてあるわけ

ですね。その処置は最終的にはどう

あるのですか。ただこういふ林業者

の経営安定のために、こういふ基金を

作つたらいいだろ

うほかにも前例があ

るからといふこと、こういうような

ものを作つて発足さして

が、何かこういふことはたくさん

出てくるわけですよ。そういう点に

ついて、午前中は大臣から簡単な答

弁をいただいたのですが、長官や政

務次官には答弁は御無理だらうと思

○説明員(厚味莊之助君) それは債務も相続して継承しているわけございません。

○安田敏雄君 繙承させる……。それから林業者でなくなつた場合はどうなりますか。

○説明員(厚味莊之助君) それは、これが相続した人が林業者でない場合に、その相続した人が林業者でない相続人におきましたても、持ち分だけはそのまま持つておるということになります。

ただし、持ち分の所有になりますが、まだ持つておるということになります。

まず、債務保証だけその資格の対象にない場合に、その債務保証だけその資格の対象になります。

○安田敏雄君 それは条例でござります。

○説明員(厚味莊之助君) これは条例でござります。

○安田敏雄君 その自信は、長官はあるわけですね。十月まで……。

○政府委員(吉村清英君) 極力努力をいたしたいと思います。

○安田敏雄君 そこで、さつき北條さんから質問がありました、林業者が

あつて、保証を受けている者が林業者でなくなつた場合は、たとえば破産するとか、営業閉鎖とか業務変更をする

とかいう理由によつて林業者でなくなつた場合は、どうなるのかといふことがあります。保証総額の十倍の限度で押しちゃいますから。

○説明員(厚味莊之助君) それは、借りた分は返済する義務がございます。

それで、ここにある八割をなして、それが相続をなす場合に、その債務が親か

親が受けた債務保証はそのまま残つて

ゐるということになりますね。

○安田敏雄君 借りた金額は、そのまま

銀行に借りの帳簿で残つてあるわけ

ですね。その処置は最終的にはどう

あるのですか。ただこういふ林業者

の経営安定のために、こういふ基金を

作つたらいいだろ

うほかにも前例があ

るからといふこと、こういうような

ものを作つて発足さして

が、何かこういふことはたくさん

出てくるわけですよ。そういう点に

ついて、午前中は大臣から簡単な答

弁をいただいたのですが、長官や政

務次官には答弁は御無理だらうと思

いますが、そういう問題については、やはり論議されたことが、省内でござ

○政府委員(吉村清英君) まあこういう問題の出るたびに、そういう議論が出るわけでござりますが、私どもも考案してみましても、やはりこの林業の特殊性でありますとか、あるいは出資者の出資意欲でありますとか、いろ

○安田敏雄君 ちょっとこのとこ  
門的な基金制度というものが、現在のところではあるのが最も適切なのではないかというようく考えて、いる次第でござります。

でまた質問が前に戻りますが、ちょ  
と私忘れましたが、役職員の問題は未

○説明員（厚味莊之助君）組合が田畠とした場合に、その組合員が転貸を受けたときにします。被保証者の保証の最高限度の決定についてはわかりましたが、その中で組合が借りて、個人に貸すと、いう場合の転貸資金の場合、組合の出資額とのその関係、組合が出資して借りるわけなんです、組合員が借りる場合。そのときにおける出資額との関係は、どういうように処理するのか。その際、担保を取るのかどうかという問題が考えられるのですが、その点について御説明願いたいと思います。

申しますが、その限度はいかがな  
と、こういう御質問ですね。それは少  
然、その組合の出資額に見合った融資  
可能額の範囲内でござりますが、な  
だ、一組合員だけが融資を受けて、こ  
のワクを使い切るということも不適当  
でございますので、その組合の中で  
なるべく公平に各組合員が貯貸を受

られると、いうようなことでその組合の中できめられた範囲内において運用と

るというところにならうかと思ひます。○森八三一君 関連。今の場合で、この度を通じて組合の振興、発展をはかる度を、個人に貸すと組合に貸すとわざ、その債務の保証をして、この度を、先刻の安田委員の質問で、この度を、金は、個人に貸すと組合に貸すと聞いて、そこで、今の問題に關しま

が、その原資を上級の機関から借りてきて、融資をした場合、その場合の保証関係はどうなるのかという問題です。その組合には、組合全体の資産ではあるけれども、最末端の組合員は、その資金を返済する能力が失つておるという場合の保証関係はどうなるのかといふ問題であります。

うなりますか。もつと具体的に言ふと、農林中金というのから森林組合が借りてきて貸した、その場合に、山林中金に保証が行なわれるのか、單なる組合が組合員に貸すその段階で、保証が行なわれるのかという問題です。

ればどうなりますか。  
○説明員(厚生莊之助君) 森林組合は  
融資を受けて、それをもつて組合員が  
貸すという場合でござりますね、それで  
際には、融資を受けた森林組合が、如何  
証を受けるということにならうかと  
います。

○森八三一君 そういう事はありますと、もう少しあとで、中央金庫から一万円単位組合が借りてきて、その段階では、別に保証の問題は発生しないのですね。そうしてその百万円を、そな組合が、十人の中に十万円ずつ貸しきります。というときに、この保証の行為が、そこで発生していく、こう理解しているのですか。

○説明員(黒河内修君) 今、お尋ねの  
中金から単位組合が転貸融資を受け

して、そのときには、債務保証は要らないというわけですね。その場合は、単位組合が、もしこの法案の第十二条にございます融資機関である場合は、そこで今度はこの単位組合との組合員との債務について、これは債務保証をいたすことになるわけですが

○安田敏雄君 その点はよくわかりました、が、その際、組合員から担保を取るのですか。銀行は取らなくても、人から担保を取る場合があるでし

う。そういう場合の防止策は、どうなつておるのですか。

いように連用すると言うが、担保をうり得るという場合もあるということですね。そうですか。

機関のほうから、この人についてて、大体取りません、ただし、特に閣  
取つたほうが安全であるとかというう、うな例外的な場合には、やはり担保  
徴求することもございます。私ども  
考え方としては、大体、担保は、短  
資金でもございますし、求めないと  
うことを原則にいたしたい、かよう  
考えておるのであります。

○安田敏雄君 この人は信用が置けないから取るのだということになります

と、末端の金融機関へ行きますと、地銀へ行きますと、そういうような銀行へ行きますと、そういふようになるとが口実になつて、みんな取るようになるのです。しかも、それに、その保証人も、れっきとした保証人をつけろとか、ちよど住宅金融公庫の金を借りる場合のように、なかなか借りたい

し林業なんという大きな経営をする場合においては、小さい資金じゃない。ですから、自分の山へ植林しようか、あるいはまた、そのいろいろの事業、シタケを作つていろいろの事業をしようという場合には、どうしたてある程度の設備資金とし、あるいは

運転資金として、これは運転資金だけですけれども、場合によれば設備のタグ目、設備をするのだけれども、あるいは運転という名目で借りる場合もあるのですよ。そういう場合に、結局、そのことがはつきりしてないというところは昱長が言うところによつて

これは担保を取るよりはなまのうでよ。だから、担保は取らないなら取らないという方針をやはり堅持する。問題は、その名目が信用基金ですかから、だからそういう場合、銀行のじかに引きをする個人についても、特に傘下の組合員を持つておる森林組合等の場合

○説明員(黒河内修君) これは、各種の原則として取る場合もございと  
すし、それから、原則として取らぬい、ただし先ほど私が申しましたよ  
うに、例外的に金額が非常に大きいときに取られるのではないかというよう  
な配慮がするわけです。

か、あるいは本人の信用力の問題だとかいう場合には、徵求することが必要

○説明員(黒河内修君) ただいまのところ機関の公庫等の考え方、意見はどこですか。あるいは、銀行等の意見は、どういうようなことになっておられますか。

○安田敏雄君 ええ。

○説明員(黒河内修君) 特にこの点については、格別の御意見はなかつたとうに考えております。

○安田敏雄君 いや、おかしいですよ、あなた、銀行が金貸するときに、無担保でいいか、担保を設定するかと、いろいろの基本的な問題で、意見は

一致を見なかつたら、これはたいていへんですよ。端から担保を取られるようになりますよ。銀行なんて自分の金貸すのじやないんですから、預金を貸すのですからね。みんな庶民の預金を。人へ金貸して商売しているんですからね。

○説明員(黒河内修君) たまいま私は申しましたのは、この組合が債務保証をするときの担保を取るか取らないしないで、という問題でございまして、銀行が、自分のほうの貸付金についての担保を取る、取らぬという問題とは、おのづから異なることでございまして、金融

機関としてこれは二割のリスクがある担保を取るかもしれません。それは別でございます。私が申しましたのは、ささらにまた担保を取るかということに對しては、取りません、こういうお答えをしたわけです。

○安田敏雄君 その点はわかりました。しかし、中小企業等に対する各県の信用保証協会というものがありますが、これが幾ら信用しても、實際銀行の窓口へ本人が借りていく場合、担保を取りますよ。だから、保証協会が取らなくても銀行に取られれば、結局その借りた本人から見れば、担保を取られたことになるわけです。

○政府委員(厚味莊之助君) 金融機関とは別に、この基金が債務保証をする場合に、なるべくさつき申し上げたような気持で、原則として担保を取らなければ、原則として運用して参りたいということをございます。

○安田敏雄君 いや、それはあなたの方の考え方で、金融機関等の御意見はどうのような意見でおるかということなんです。

○説明員(黒河内修君) その点、私はもうもまだ広く各種金融機関の意見を具体的に微しておるわけでございませんけれども、農林中金、商工中金等の意見を聞いた範囲でございますが、将来、先生のお話もござりますから、よく業務方法その他で検討していくたいと考えております。

○安田敏雄君 いや、そのことは了解しますが、特に対象となる金融機関を次に掲げて、法文で第二条第二項以下にずっときて、その七に「銀行その他

の金融機関で政令で定めるもの」とあります。これを新しく広い範囲で入れようとするには、やはりそのくらいいの、保証額の問題にしても、あるいは前もって聞いておかなければ、これはまた、こういう担保を取るが取らなければ、いかという問題にしても、あらかじめこうしろと言わなくとも、意見ぐらいは法案を作る上において手抜かりなんですよ。そうでしょう。実際は、法案を作る人が借りるわけでもなく、われわれ審議する人でもないんです。地方へ行けば、林業者が借りるわけです。特に中小企業の林業者を育成強化するわけですから、だから、その中小企業というものはおよそ信用度合といふものは薄いわけですね。信用度合いがもう非常によければ、何もここに一千円以下とか三百人以下というような、別に断わらなくともいいんです。ですから、そういう意味合いにおきますれば、これはやはり、法案の中へそういう金融機関を指名する以上は、そのくらいのことは意見を聞いておくべきだらうと思うんですよ。これは実際われわれの経験からいきますと、さつきとまた重複しますけれども、県の信託銀行へ行きなさいといつたつて、地方銀行でもつて担保を取っちゃう。歩積みを取り、その上に定期預金をさせられるんですよ。ですから、これはたいいへんなことになってしまつ。だから、その意見はどうであつたかということを聞いているわけなんですよ。

ところでは、さうような各金融機関に相談して、  
保の徴求についての意見についてはまだ聞いておらぬわけでございますが、  
ただ一般的に、かような制度を作りき  
して、基金として債務保証いたします。  
れば、従来林業者等が金融機関から融資を受ける場合の担保とその他の条件に比べて、その債務保証のある融資についてはより条件は緩和されるであろうということは、一般的に期待され  
るといふことは、いたしておるわけあります。

○安田敏雄君 これからよく銀行ですね、日銀がどこか、全国銀行協会かしらぬけれども、そういうところとくに十分協議をするというわけですね。この法規案の問題は、その大銀行ではなくて、地方銀行ではなくて、地方銀行が徹底して行が一番問題となるのです。林業者の窓口はたいてい地方銀行が多いですからね。ですから、そういう地方銀行に、このような法規案の趣旨が徹底していないと、往々にしてみな担保を取られるようになつてしまふのです。そうすると、何もこの保証協会へ出資したって、こんなことはばかばらしいといふことになつちやつて、これは結局における比較的力のある人たちの小範囲における活用機関にしかならんのです。そういうことが出てくるわけだ。で、県では、政府の法規案で農林省に何かおつき合いしないといふことにはありますけれどもね。そうすると、林業全般に対する振興の問題へ大きな影響が出てくるといふことになる。金融を通じてそういうことになつてくるわけです。ですから、そういう点、私は心配するわけでござりますから、まあこれは手

抜かり以致つたるうと思ひますけれども、その金融機関をこの法文の中へスズメられる以上は、十分そういう点は配慮して、その問題の処理を、問題となるところの処理をいたして考えておくことが必要ではないか、こういうように思うわけでござります。

○安田敏雄君 それから、再度役職員のところへ戻りますがね。この役職員は、常勤の理事長が一名、理事が一名、監事一名、今度は今までの公庫などから事業団などに比べると、非常に常勤で、理事がきわめてつましやかに一名になって、いるわけですがね。大体この取扱いも規定しておりますけれども、大体どういうような人たちをこのなにしていくのか、大体目算があるわけでしょうもし設立も間近で、とにかく十月までにもう半年しかない。五、六人集めて、そしてやっていこうというには……。

○政府委員(吉村清英君) この問題でございますが、仰せのように、大臣の任命でもございまし、また将来の問題でもございますわけでございまして、それまでの間に十分に慎重に検討をしてしまして、最も適任者を選んでいたただくようにしておきます。昨年も問題になりました。

○安田敏雄君 私はとくに公団、事業団の理事長、理事にまつわるいろいろの問題が、過去幾つか発生しておるわ

機械開発公団等の問題もあるわけなのですよ。しかも、まあ特に最近の週刊誌の朝日ジャーナルか、あれを見ますと、いうと、まるで理事長は總理大臣匹敵、それ以上の報酬を受けておる。こういうようなことが出て、いるわいだ。ですから、そういう点で、これなどなたを任命するとかいうことについては、これはわれわれも、行政上の考え方を期せられたいという意味から申し上げたわけでございますが、そこで理長の給与というようなものは、理事長、監事ですか、で非常勤の理事長、七人、大体この報酬関係はどのくらいを予定しているのしよう。

○政府委員(吉村清英君) これもまだ基金ができるからのことになりますので、腹案をどの程度、ということを考へておらないのでございますけれども、一応の目安としましては、御承知のように公団その他ABCくらいのクラスまで分けられると思いますが、その番低いほうのクラスになるのではないかというように考えております。

○安田敏雄君 私は、この点おかしくと思うのです。こういう法案を出す以前には、少なくとも協会の年間運営費が、もう四月から始まるのですから、かというように考えております。

大体どのくらいだ。そしてそのうち年間運営する、そうすると、その翌年が、また政府のほうから金を出してもらう。大体どのくらいを出すか。毎年、各政府がこれを補てんしていくのか。最初の三億五千万円だけ出すわけじやないでしよう。あと事業をやっていく

わけじやないのだから、それを三億五千万円、まあ最大七億集まつても、この金は始終出しているのだから、これに利息がつくわけじやないんです。そ

うすると、これは勢い政府のお金でまかなくていかなければならぬという事になるわけです、この台所は。だからそのくらいの、大体はつきりきまらなかとも、これだけの人たちに報酬をやつて、それからいろいろの運営をしておつたならば、年間経費がどれくらいかかる、そのうちの役職員の取り

分はこれくらいだといくらいいの概算の見通しがなかつたらおかしいです。よでなかつたら、われわれこの法案は賛成でも、通すわけにはいかなくな

る。

○政府委員(吉村清英君) 大体の試算をしておつたのでござりますが、まあ大体一般管理費といたしまして四千万円余りを予定いたしております。

○渡辺勘吉君 関連して、

そういう新しい事業団を作る場合に、そのもくろみの、しかも内容としてその協会の収入はどれだけの積数によって、手数料

取人がどれだけあって、支出としては管理職はどのくらいを予定し、雇用する職員にはどれだけを支払うという、

総体の事業の計画がここで示されま

す。これで私たちは審議を尽くしたと

は言えない。その点の腹案がなけれ

ば、法律はまだ通すわけには參りませ

ん。納得のいくような説明を求めま

す。

○大森創造君 これは私は趣旨として

はげつこうだと思つていたけれども、

今

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄

君

の

安

田

敏

雄



でされども、午前中の大臣との質疑

答弁もあつたので、その点については

もうこのくらいにとめおきますけれども、十分反省してもらいたいと思うわ

けでございますが、こういうような私

の意見について、政務次官ひとつどう

いう考え方か、基本的な考え方を御披

露願いたいと思います。

○政府委員(吉村清英君) 大体基金の

発足の見通しとして十月と考えてお

りますので、大体そのころまでと考えて

おります。

○安田敏雄君 あのね、そこなんですよ。先ほど五億円に満ちたときに発足

すると、それが十月だと、これは五億円になるまでということになると、十

月ごろに合致するわけなんですね

ね。だから私が聞きたいのは、五億

円には拘泥しないで、政府の出資三億

五千円が満ちたならば、もう三億五

千万円もあれば、実際としては営業開

始できるんでしよう、営業というか、

取り扱い開始ができるはずなんですよ。あと一億五千万円足りないからと

ますので、御了承を賜わりたいと存じ

ます。

○安田敏雄君 そういうような答弁

は特別の措置でございまして、専門的

な立場から必要である。こういうこと

で御提案を申したようなことでござい

ますので、御了承を賜わりたいと存じ

ます。

○安田敏雄君 そういうような答弁

は大体どのくらい置く予定なんですか。

○政府委員(吉村清英君) 大体六、七

人程度考えております。

○安田敏雄君 この基金が成立すると

同時に、設立委員は委員会を解散する

わけですが、いつごろまでに見込んで

いるのですか。

○政府委員(吉村清英君) これは極力

早く出資してもらようように努力をいた

したいと思っております。

○安田敏雄君 そこで設立委員です

が、これはどういうような人が任命さ

れるのですか。

○政府委員(吉村清英君) 具体的にま

だ予定しておりませんが、こういう方

面に十分知識もあり、経験もあるとい

うような人の中からお願ひをしたいと

思つております。

○安田敏雄君 設立委員の任務はきわ

めて重要なんですよ。したがつて、こ

んな重大な基金を作り上げる設立委員

なら、無報酬で使うわけにもいかない

でしよう。かなり専門的にやらなければ

ならぬわけです。そういうような人

がいるべきことがござりまするので、

そんなんのんびりしたのじゃ上げたって

意味がない。

○説明員(厚味莊之助君) これは設立

委員会が解消したあとで

いたしますまで、業務方法書から

定款から、すべてここに条文にも書い

ていますが、相当の業務量、種類

いつ、保証行為ができないものとは

限らないと思います。ですからそういう

うような点を考えたときに、この設立

委員を十月ころまでというのは少しう

ちよう過ぎるのではないか。別に發

足してからでも、あと七億円満たすた

も、まだ増資をしなければならぬので

しょう。増資をしなければならぬ行為

が引き継がれるわけですよ。ですか

ら、何も五億円に満ちて十月に發足す

るまでとか、そんなゆうちょうどいいこと

ではどうもおかしい。納得できないと

思うのですがね。

○政府委員(吉村清英君) この債務保

証の仕事は、民間の出資を待つて開始

するわけございますので、政府出資

だけでは無理かと考えております。

○安田敏雄君 それなら民間のものを

もつと督励して、県なら県でもいいで

すよ、そんなの一ヶ月くらいで集まる

わざですが、いつごろまでに見込んで

人程度考えております。

○安田敏雄君 この基金が成立すると

同時に、設立委員は委員会を解散する

わけですが、いつごろまでに見込んで

人程度考えております。

○政府委員(吉村清英君) 大体六、七

人程度考えております。

○安田敏雄君 その辺にしておきましょ

う。それでもう一、三お尋ねしたいので

思つております。

○説明員(厚味莊之助君) いろいろ、

その期間こういうまことにむづかしく

また繁雑な業務をお願いするのですか

が通り進んでから、実費程度については考えたらいかがかと、かよう考えております。

○安田敏雄君 私は、設立委員がどう

ういう経験のある人たちがなるのか、あ

るいはまた手当をどのくらい出すの

か、とにかくまあ相當長い間その機関

にすわらなければならぬわけです。無

報酬で使うわけにもいられないでしょ

うことです、それを聞いているわ

けです。

それからもう一つ、たとえばこの法

案が通つたら、業務方法書を作つたり

何かということをあなたに言つてしま

うが、附則をこらんなど、設立委員

が業務方法書を作成するのですよ、そ

れはあなたたちが原案を書くかもしれない

けれども、この附則にはちゃんと設

立委員がその定款、業務方法書は作

るのだと書いてある。そして農林大臣の

認可を受けなければならぬとしてあ

る。だからできるだけ早く発足してい

きよう通つて次の本会議通れば、六

月、九十日こえない範囲内において施

行されるのですよ。そんなゆうちょう

なものだつたら、何もこんなに急いで

通すことはない。あまり急ぐ必要はない

月、委員長のほうからきょう上げてくれ

れば、きょう上げてくれと言つたって、

そんなんのんびりしたのじゃ上げたって

命しなければならぬものは設立委員な

んですよ、そうでしょう、原案は、そ

れは林野庁当局が作成するかも知れぬ

けれども、設立委員会のほうでよろし

いという最終的なものがなければ、農

林大臣の認可を受けることができない

のですよ。だからそのくらいの急いで

いる法案であるといってやろうとする

には、もうそういう委員のあらかじめ

の選定ぐらいは、これはもう当然あつ

てしかるべきだらうと思います、あえ

て名前を聞きませんけれども。

○政府委員(吉村清英君) いずれにい

たしましても、まだ具体的に進めてお

りませんので、法案の審議をお進めい

ただく過程でなるべく早く準備をいた

したいと思います。

○政府委員(吉村清英君) いずれにい

たしましても、まだ具体的に進めてお

りませんので、法案の審議をお進めい

ただく過程でなるべく早く準備をいた

したいと思います。

○安田敏雄君 これは無報酬で使うの

です。

○説明員(厚味莊之助君) さつき申し

上げましたように、設立委員のいろいろ

努力に対ましては、実費程度のもの

はお支払いいたしたいという気持でござります。

○渡辺勘吉君 関連。こういう法案を

最終的に審議する際に、事務的な答弁

で非常に何か緩慢な感じを与えてい

ります。

しかしだれわれはやはりできるだ

けこの法案を審議を終了して上げると  
いうかねての方向で一生懸命努力をして  
おるのでですが、それいうときに林政  
部長がしばしば立って説明したりする  
ということをよそごとのように見てい  
るようなことじや、そういうときこそ  
政府の責任者として政務次官が基本的  
な態度をわれわれに示して、そうして  
納得のいくようなやはり基本的な態度  
によって促進をするような気がまえを  
示してもらいたいと思いますがね、何  
かとにかくもう事務的に理事会が話し  
合いがついたから上がるのだ、あと五  
分か十分たてばいいじゃないかとい  
ふことは、私は済まされない。安田委  
員は一つの基本的な姿勢を聞いている  
わけですよ。少なくともそれは安田委  
員個人が言っているのではなくて、國  
民のやはり代表した形で問うていてるそ  
のときには、事務的にはかなり弱いよう  
なところがあつたら、これをあなたが  
もう少し大乗的にこの法案を積極的に  
通すという意欲で、答弁にみずから  
立つて当たるというくらいでないと、  
一々大臣を呼ばなければまた話ができる  
ぬということでは、これは困るのじや  
ないですか、どうですか、政務次官。

びつくというところに最大の眼目があるわけです。基金の運用に眼目があるわけじゃないのですよ。ですからそこでのところでお聞きしているわけです。  
それから、その次、お聞きしたいのは、この評議員会ですがね。これはまだ出資をした林業者とそれから学職員がね。その二十人以内の比率はどの程度に考えているのですか。

むしろ実際に山村でやつぱし林業を經營している森林組合の代表みたいな人たちのほうを入れることのほうが適切じゃないかと思うのです。実際金を活用するほうですから。保証するほうの側は、これは国の監督があるわけですから、まああまり必要がないと思うのですよね。そういう意味合いでこれだけは注文しておきます。

方法書によって取り扱うわけですよ。そうちますと、この金融機関はなかなかそれが実際問題として、右から左にオーケー言うわけではありません。業務方法書について、細心の注意、異常なままで容暎をして、そしてその業務方法書が実際のこの中央の信用協会に来ますというと、またそこでも相当の時間がかかるということになると、おそらく三ヶ月か四ヶ月くらいかかるから、

の同種の機関等の例も参考にいたしまして、具体的には考えたいと思いますが、今考えておりますのは、二、三ヶ月の期間でもつて返済されない場合には、さように求償権の問題になるかと、かように考えております。  
○安田敏雄君 短期資金の場合、一年ですね。一年以内ですかね。借りても払わないときにはと、こういうことですか、具体的に言

びつくというところに最大の眼目があるわけです。基金の運用に眼目があるわけじゃないのですよ。ですから、そこでのところでお聞きしているわけです。  
それから、その次、お聞きしたいのは、この評議員会ですがね。これはまあ出資をした林業者とそれから学職経験者で構成するようになつておりますがね。その二十人以内の比率はどの程度に考えて いるのですか。

○政府委員(吉村清英君) 一対二の比率にしております、考えております。

○安田敏雄君 二十人以内ですか、二十人の場合にはどうなるのかな。  
○政府委員(吉村清英君) 学職者は、そうでございますね、三分の一ぐらいになります。まあはつきり割り切れませんが、大体そういう見当で考えておられます。

○矢山有作君 大体今まで見て いると、こんな事務的な問題で答弁がすればまとめてきぬことでどうするのです。物事の考え方の相違じゃないしね。もう少しちゃんと、事務局たくさん来ておるのだから、このくらいの答弁はもう少しスマートにいくようにせぬと、審議促進しろ促進しろというだけじゃ、促進にならぬよ。もう少し長官来て協力するなら協力して答弁のしゃつしゃつしゃつとできるようにしなさいよ、少し。

○安田敏雄君 これは、評議員会の役割はきわめて、これはまあ民間の会社でも、あるいはそういう政府機関でも重要なことですがね。まあ林業者から入れることはいいんですね。これは何というのですが、林業者でもできただけまあ何というのですかな、県やなんかそういうところを入れないで、

むしろ実際に山村でやっぱり林業を經營している森林組合の代表みたいな人たちのほうを入れることのほうが適切じゃないかと思うのです。実際金を活用するほうですから。保証するほうの側は、これは国の監督があるわけですから、まああまり必要がないと思うのですよね。そういう意味合いでこれだけは注文しておきます。

それから次に、罰則を見ますと、い

方法書によって取り扱うわけですよ。そうちますと、この金融機関はなかなかそれが実際問題として、右から左にオーケー言うわけではありません。業務方法書について、細心の注意、異常なままで容暎をして、そしてその業務方法書が実際のこの中央の信用協会に来ますというと、またそこでも相当の時間がかかるということになると、おそらく三ヶ月か四ヶ月くらいかかるから、

の同種の機関等の例も参考にいたしまして、具体的には考えたいと思いますが、今考えておりますのは、二、三ヶ月の期間でもつて返済されない場合には、さように求償権の問題になるかと、かようにも考えております。  
○安田敏雄君 短期資金の場合、一年ですね。一年以内ですかね。借りても一年三ヶ月たつても払わないときにはと、こういうことですか、具体的に言

○政府委員(吉村清英君) まあ、短期の運転資金の問題でもございますので、極力早くできますよう指導をいたしたいと思っております。

○安田敏雄君 この点についても、やはり銀行に窓口を開いたわけですかから、銀行協会あたりと十分意見を整えてもらいたいと思うのです。その点は特にお願ひしておきます。

そこでほほほ終わりになりますが、これは担保を取らないのですからね、原則として。したがいまして、求償権の行使方法というようなものが問題になってくるわけですよ。これについての構想はどのようにお考えになつていますか。求償権の行使方法の決定の問題です。

○委員長(櫻井志郎君) すみやかに答弁して下さい。

○説明員(厚味莊之助君) これは在来

には、すぐ銀行に行って手形を書きかえを。そうするわ  
けですよ。また三ヶ月なり六ヶ月の手形の書きかえを。  
と、あなた、三ヶ月たつたって、銀行がそれを手形に書きかえしてしまえば、求償権の発動をしたってどうにもならぬで  
しょう。

○説明員(黒河内修君) ちょっとと御質問の趣旨を聞き漏らしましたが……。

○安田敏雄君 一年たつて、借りた金の返済がない場合の求償権はどうするかという場合で、三ヶ月たつたら求償権の行使の発動をする  
ということですね。それだけでは今度済まさなくなるのですよ。そんなものは、求償権としては空文にひとしいものになっちゃう。金融機関はその債務者が払わない場合については、これはまた行って手形を書きかえることができるしょ、利息だけ払えれば、







定する者が出資する金額との合計額とする。

2 事業団は必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加することができるとする。

(出資)  
第二十二条 次の各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

一 都道府県  
二 水産業協同組合(漁業生産組合)を除く。(以下同じ)

三 水産業協同組合法第十一条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

2 前項に規定する者についての出資一 口の金額は十万円とする。

3 都道府県は、事業団に出資しようとするときは、自治大臣の認可を受ければなければならない。

第二十三条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)  
第二十四条 事業団は、出資者に対して事業団に対抗することができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる。

(出資者たる地位の喪失)  
第二十五条 政府以外の出資者(以下「出資者」という。)第六十一条まで「出資者」という。は、その持分の全部の譲渡しによってのみ出資者たる地位を失うことができる。

できる。

(持分の譲渡し等)

第二十六条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第二十二条第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)  
第二十七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 駐事は、事業団の業務を監査する。

4 駐事は、事業団の業務を監査する。

(役員の兼任)  
第二十八条 事業団でない者は、水産物貿易事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)  
第二十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条の(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

2 第二節 役員等  
(役員)  
第三十条 事業団に、役員として、理

(役員の職務及び権限)  
第三十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故が欠けたときはその職務を行なう。

3 理事は理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

第三十二条 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

2 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができない。

3 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

第三十三条 評議員は、出資者たる法人の代表者及び事業団の業務に関する知識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

2 第三十二条第二項及び第三項、第三十四条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十四条 事業団は、第十七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 第三十二条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十五条 事業団は、第十七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

2 第三十二条第二項並びに第三十九条の規定は、評議員について準用する。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十六条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合に監事が事業団を代表する。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

第三十七条 理事長は、副理事長、理

事又は事業団の職員のうちから、事

業団の從たる事務所の業務に関し

切の裁判上又は裁判外の行為をする

権限する代理人を選任することができます。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十八条 事業団の職員は理事長が

ため職務を執行することができない。と認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他役員たるに適応しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

第三十五条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただしそれが非常勤の役員にあっては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

第三十六条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合に監事が事業団を代表する。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

第三十七条 理事長は、副理事長、理

事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に関し

切の裁判上又は裁判外の行為をする

権限する代理人を選任することができます。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十八条 事業団の職員は理事長が

任命する。

2 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十九条 役員若しくは職員又はこ

れらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盜用してはならない。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第四十条 事業団の役員及び職員は、

刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 第三節 業務  
(業務の範囲)  
農林大臣は、役員が心身の故障の

第四十一条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項について調査審議する。

3 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

2 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

3 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

2 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

3 評議員会は、前項に規定する事項について、理事長に意見を述べることができる。

2 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならぬ。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十一条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならぬ。

2 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十二条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならぬ。

3 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十三条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならぬ。

2 第三節 業務  
(業務の範囲)  
第三十四条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、

その役員を解任しなければならぬ。

五 多獲性大衆魚等の需要の増進に  
関する業務

六 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号に規定する業務は、第十一條の規定による農林大臣の指示に係る買入れを行なう場合に除き次条から第四十七條までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第四十四條 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格を下つて著しく低落し、又は低落するおそれがあると認められる場合は、水産業協同組合又は水産業協同組法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合から多獲性大衆魚等を当該農林大臣が定める価格で買入れることができる。

2 前項の農林大臣が定める価格は、毎年、農林省令で定める期日まで定めて告示しなければならない。

(売渡し)

第四十五条 事業団は、多獲性大衆魚等の価格が政令で定めるところにより農林大臣が定める価格をこえて著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、政令で定めるところにより、その保管する多獲性大衆魚等を売り渡すものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の農林大臣が定める価格について準用する。

3 事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、多獲性大衆魚等の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する

多獲性大衆魚等を売り渡すことがで

きる。

(買入れは売渡しをしない場合)

第四十六条 事業団は、農林省令で定める理由があるときは、第四十四条の規定による買入れ又は前条の規定による売渡しをしないものとする。

(交換)

第四十七条 事業団は、その保管する多獲性大衆魚等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の多獲性大衆魚等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

(業務方方法書)

第四十八条 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

(第四節 財務及び会計)

第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終まる。

(収入及び支出の予算等の認可)

第五十条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第五十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表等の作成及び送付)

第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

第五十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうち、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第五十四条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限

り、農林大臣の認可を受けて、これ

を借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(余裕金の運用)

第五十五条 事業団は、次の方法によるとか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金は金銭信託

二 國債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(出資者に対する通知又は催告)

第六十条 事業団が出資者に対する通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所)にあってすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(監督)

第五十七条 この章に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第五十八条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督する。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

2 出資者及び住所

2 出資の引受け及び払込みの年月日

3 出資口数及び出資各口の取得年月日

3 出資者及び事業団の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 農林大臣は、この法律を施行する必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し、監督する。

3 出資者及び事業団の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出

資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

- 2 前項の規定により各出資者に分配を限度とする。

- 3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

#### 第六章 雜則

##### (大蔵大臣との協議)

- 第六十三条 農林大臣は、次の場合にない。

- 第六十三条第一項第四号、第四十六号、第四十八条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

- 二 第四十三条第一項第四号、第四十六号、第四十八条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

- 三 第四十五条第三項、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

- 四 第二十条第二項、二十一條第二項、第四十八条第二項、第五十条又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

- 五 第四十五条第三項、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

- 六 第四十三条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠ったとき。

- 七 第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

- 八 第五十八条第二項の規定による。

- 九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第一項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

- 十 第十九条第二十八条の規定に違反した者は、一円以下の過料に処する。

- （報告及び検査）  
四 第五十五条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

- 五 第五十五条第一号又は第二号の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、水産業協同組合、水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合、指定市場の開設者又は魚かすの輸入業者に対し、必要事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査さ

せることができる。

- 2 第五十九条第二項及び第三項の規定による立入検査について準用する。

#### 第七章 稽則

##### (大蔵大臣との協議)

- 第六十三条 農林大臣は、次の場合にない。

- 第六十三条第一項第四号、第四十六号、第四十八条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

- 二 第二十条第二項、二十一條第二項、第四十八条第二項、第五十条又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

- 三 第四十五条第三項、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

- 四 第四十三条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠ったとき。

- 五 第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

- 六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

- 七 第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

- 八 第五十八条第二項の規定による。

- 九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第一項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

- 十 第十九条第二十八条の規定に違反した者は、一円以下の過料に処する。

- （報告及び検査）  
四 第五十五条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

- 五 第五十五条第一号又は第二号の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、水産業協同組合、水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合、指定市場の開設者又は魚かすの輸入業者に対し、必要事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査さ

通知しなければならない場合において、その通知をしなかつたときは。

- 三 第二十四条第一項の規定に違反して、出資者の分を払いもどしたとき。

- 四 第二十四条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取扱し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

- 五 第二十七条规定による検査に係る業務以外の業務を行なったとき。

- 六 第四十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

- 七 第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

- 八 第五十八条第二項の規定による。

- 九 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第一項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

- 十 第十九条第二十八条の規定に違反した者は、一円以下の過料に処する。

- （報告及び検査）  
四 第五十五条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

- 五 第五十五条第一号又は第二号の施行に必要な限度において、政令で定めることにより、水産業協同組合、水産業協同組合法第十条第一項に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合、指定市場の開設者又は魚かすの輸入業者に対し、必要事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査さ

関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

#### 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五十億円の見込みである。

#### 水産業改良助長法案

水産業改良助長法

#### （目的）

第一条 この法律は、水産業改良普及事業に関する機構を整備するとともに、水産業改良普及事業並びにこれに必要な調査及び試験研究に対する助成の措置を講じ、もって水産業の合理的な発展と漁民生産の改善とを図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「水産業改良普及事業」とは、水産業に関する技術の改良、水産經營の合理化及び漁民生活の改善に関する指導普及事業をいう。

#### （試験研究等に対する助成）

第三条 国は、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次の各号に掲げる経費を補助する。

#### 一 水産改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費の三分の一を補助する。

二 第六条第二号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究等の実施に係る経費の三分の一を補助する。

#### 三 国及び地方の水産業の実情からみて緊要認められる特定の試験研究等の実施に係る経費の三分の一を補助する。

#### （水産業改良普及事業に対する助成）

第六条 国は、都道府県に対し、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究に關し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力を能率的に行なう。

#### （農林省の試験研究機関の協力）

第五条 都道府県の水産試験研究機関は、水産業改良普及事業に必要な試験研究に關し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力を能率的に行なう。

#### （政令で定める資格）

第六条 政令で定める資格を有する者でなければ、水産改良研究員に任用されることをできない。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第八条 政令で定める助言と協力を能率的に行なう。

#### （水産業改良普及事業に対する助成）

第九条 国は、都道府県に対し、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる水産業改良普及事業に必要な経費について、その三分の二を、第四号及び第五号に掲げる水産業改良普及事業に要する経費については、その二分の一を補助する。

四 水面の漁業上の総合利用を図るために必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一を補助する。

（水産改良研究員）

都道府県は、第六条第二号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

#### 水産改良研究員

水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第八条 政令で定める助言と協力を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第九条 国は、都道府県に対し、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる水産業改良普及事業に必要な経費について、その三分の二を、第四号及び第五号に掲げる水産業改良普及事業に要する経費については、その二分の一を補助する。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第八条 政令で定める助言と協力を能率的に行なう。

四 水面の漁業上の総合利用を図るために必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一を補助する。

（水産改良研究員）

都道府県は、第六条第二号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

#### 水産改良研究員

水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第八条 政令で定める助言と協力を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

四 水面の漁業上の総合利用を図るために必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一を補助する。

（水産改良研究員）

都道府県は、第六条第二号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

#### 水産改良研究員

水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第八条 政令で定める助言と協力を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

四 水面の漁業上の総合利用を図るために必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一を補助する。

（水産改良研究員）

都道府県は、第六条第二号に掲げる水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

#### 水産改良研究員

水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の任命）

第八条 政令で定める助言と協力を能率的に行なう。

#### （水産改良研究員の職務）

第七条 水産改良研究員は、水産業に関する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

及員の養成及び研修

四 水産専門技術員又は水産改良普及員に協力して水産業又は漁民生の改善を推進する漁民の育成

五 漁村における水産業又は漁民生の改善に関する研究団体の自主的活動の助長

六 前四号の事業に必要な施設の整備

七 (水産業改良普及事業の実施)

この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施に当たっては、農林大臣と協議して定めた方針によらなければならぬ。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第八条 都道府県は、第六条第一号から第五号までに掲げる水産業改良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

第九条 都道府県は、水産業改良普及員を受けた都道府県は、水産業改良普及員と協議して定めた方針によらなければならぬ。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)

第十条 都道府県は、水産改良普及所を設けるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六十六号の次に次の二号を加える。

六十六の一 水産業改良助長法

(昭和三十八年法律第二百五十三号に基づき都道府県及びその他の試験研究機関に対し、補助金を交付すること。)

第七十七条第十六号の次に次の二号を加える。

(水産業改良普及手当)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、水産専門技術員及び水産改良普及員に対し、水産業改良普及手当を支給することができる。

2 前項の水産業改良普及手当の月額は、その給料の月額に、百分の十六以内において条例で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(水産改良普及所)

第十一条 都道府県は、水産改良普及所の行なう水産業改良普及事業に関する事務の連絡調整その他水産業改良普及所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

十二条 第二百四条第二項中「産業教育手当」の下に「水産業改良普及手当」を加える。

号を加える。

十六の二 水産業改良助長法に基づいて水産業改良普及事業の助成を行なうこと。

十三条 地方自治法(昭和二十一年法律第三百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四百四条第二項中「産業教育手当」の下に「水産業改良普及手当」を加える。

十五条 億円の見込みである。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約十五億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、約十五億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、約十五億円の見込みである。